

監 査 報 告 書

平成23年6月3日

公益財団法人 日本ユニセフ協会
会 長 赤 松 良 子 殿

公益財団法人 日本ユニセフ協会

監 事

宮内 忍

公益財団法人 日本ユニセフ協会

監 事

山下 俊史

私たちは、公益財団法人日本ユニセフ協会（平成23年3月31日以前は財団法人日本ユニセフ協会、以下同様。）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度における監査を行いました。その結果を次の通り報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告並びに説明を受け、財務諸表等について監査を実施いたしました。

2. 監査意見

(1) 業務に関する監査結果

- 一、業務については、法令及び定款に従い、事業計画等に基づいて適正に運営されているものと認めます。
- 二、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 会計に関する監査結果

- 一、会計監査人の監査方法及び結果は、相当であると認めます。
- 二、財務諸表等は、法人の財産及び損益の状況を適正に示しているものと認めます。

以上

独立監査人の監査報告書

公益財団法人 日本ユニセフ協会
会長 赤松 良子 殿

平成23年5月20日

事務所所在地 東京都港区六本木3-6-9
公認会計士 小見山 浩

事務所所在地 東京都新宿区四谷3-7
ムサシ堂ビル4階
公認会計士 窪川 考一

事務所所在地 東京都新宿区四谷1-22-6
川瀬ビル3階
公認会計士 川瀬 一雄

私たちは、公益財団法人日本ユニセフ協会（平成23年3月31日以前は財団法人日本ユニセフ協会、以下同様。）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの平成22年度の下記の財務諸表及び収支計算書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

記

I 財務諸表

1. 一般会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
2. 東日本大震災緊急募金特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
3. 貸借対照表総括表
4. 正味財産増減計算書総括表
5. キャッシュ・フロー計算書
6. 財産目録

II 収支計算書

1. 一般会計の収支計算書
2. 東日本大震災緊急募金特別会計の収支計算書
3. 収支計算書総括表

この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、私たちの意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、公益財団法人日本ユニセフ協会の平成22年度末日現在の財政状態及び同事業年度の正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に従って、公益財団法人日本ユニセフ協会の平成22年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

公益財団法人日本ユニセフ協会と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上